

西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）
岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業
に係る都市計画の構想段階評価書

要 約 書

令和4年5月

西 尾 市

はじめに

本要約書は、岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業について、「都市計画運用指針」（令和4年4月一部改正）に基づき、都市計画の構想段階手続きとして、都市施設についての概略の案に対して、評価項目を設定し、その評価結果をとりまとめた都市計画の構想段階評価書の概要を示したものです。

都市施設の目的

国は、各都道府県に対して、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえ、ごみ処理の広域化を推進しています。

これを受けて、愛知県は、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定し、県内を13のブロックに分け、焼却能力300 t/日以上全連続炉への集約化を目指しています。

このような状況を踏まえ、平成11年2月に岡崎市、西尾市、幸田町、額田町、一色町、吉良町及び幡豆町の2市5町（その後の合併により岡崎市、西尾市及び幸田町の2市1町）で構成する岡崎西尾地域広域化ブロック会議を設置しました。平成17年3月に「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」を策定し、岡崎西尾ブロック内にある4施設（旧岡崎市中央クリーンセンター、岡崎市八帖クリーンセンター1号炉、同2号炉及び西尾市クリーンセンター）のごみ焼却施設を統合し、2施設への集約化を目指すこととしました。

その後、平成23年7月に旧岡崎市中央クリーンセンターと岡崎市八帖クリーンセンター2号炉の集約施設として、岡崎市中央クリーンセンターが供用を開始しました。

なお、平成25年2月には、最新のごみ発生量見込みの推計値に基づく新施設の処理能力や施設更新時期を平成37（令和7）年度以降で検討・協議していくこととする「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」の概要の見直しを行いました。

本事業は、岡崎西尾ブロック内において既に稼働している岡崎市中央クリーンセンターとともに新たにごみ焼却処理を担う施設として、西尾市クリーンセンター及び岡崎市八帖クリーンセンター1号炉を集約した新たな広域ごみ処理施設の建設を目的とするものです。

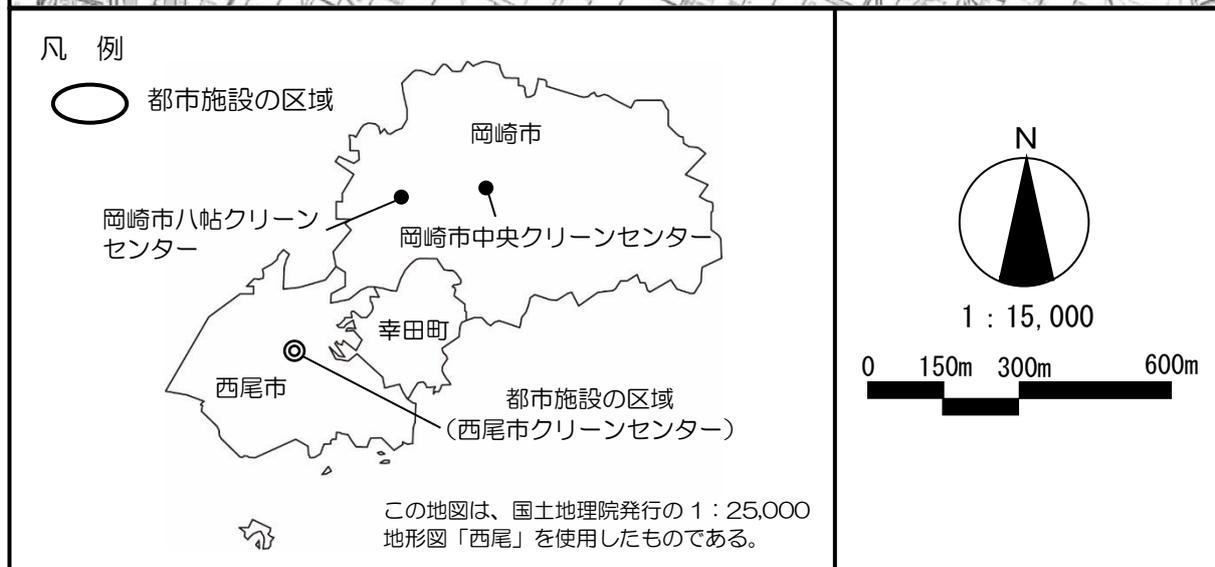
都市施設の概要

■都市施設の内容

都市施設の内容は以下のとおりです。

都市施設の種類	ごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置事業	
都市施設の規模	処理能力：約 310 t / 日	
位置及び面積	西尾市吉良町岡山大岩山地内ほか 約 4.45ha	
ごみ焼却施設	処理方式	未定
	処理対象ごみ	可燃ごみ、破碎選別可燃残渣、し尿汚泥、災害廃棄物
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する
	煙突高さ	未定
	運転計画	24 時間連続運転
稼働目標年度	令和 12 年度	

【都市施設の位置】



< 建設予定地の決定経緯 >

建設予定地については、地域住民の利便性、収集運搬の効率性などの立地選定の諸条件及び岡崎市中央クリーンセンターとの位置的バランスを考慮して検討することとしました。

平成30年8月より岡崎西尾地域における広域新施設の立地場所となる候補地を選定するため、適地選定業務を実施し、法制約条件や収集運搬効率、敷地面積、周辺条件などから候補地の点数化を行い、各市町で最も点数の高かった1箇所ずつを候補地として選定しました。

その後、令和元年5月に岡崎西尾地域広域化ブロック会議幹事会において、候補地のうち点数の最も高かった現西尾市クリーンセンター敷地を最有力候補地とし、関係者への調整及び合意形成を図っていくことを決定し、令和2年2月に岡崎西尾地域広域化ブロック会議にて建設予定地は現西尾市クリーンセンター敷地とすることを確認しました。

■都市施設に係る工事計画の概要

本事業の工事は、施設建設のための土木・建築工事、プラント設備工事及び外構工事を予定しています。なお、新施設の建設工事以前に現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設の解体を行う可能性があります。

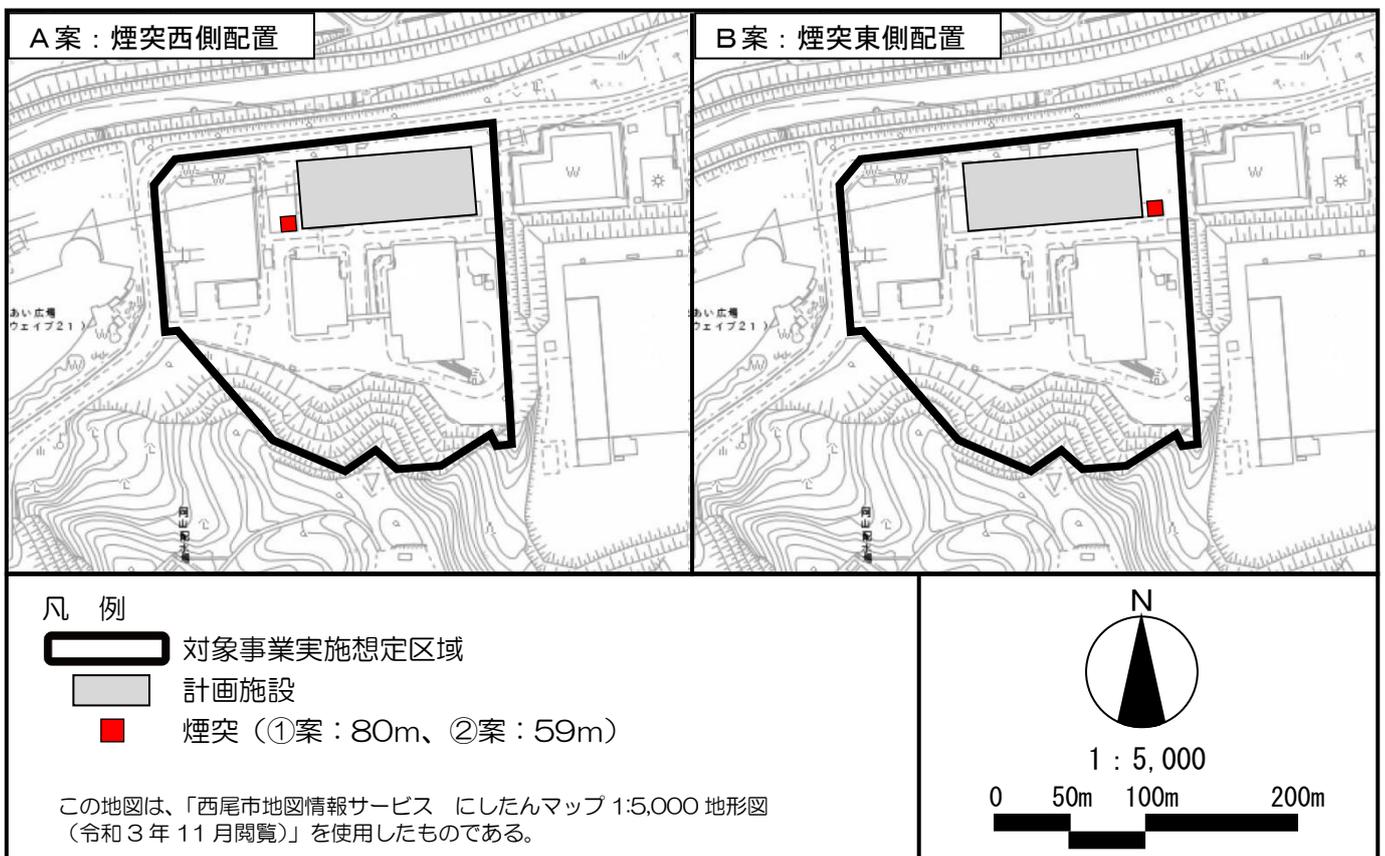
【工事工程表（予定）】

年度	令和 8年度 (1年目)	令和 9年度 (2年目)	令和 10年度 (3年目)	令和 11年度 (4年目)	令和 12年度 (5年目)
項目					
設計	→				
土木・建築工事		→	→	→	
プラント設備工事			→	→	
外構工事				→	
試運転				→	
供用					→

■複数の都市計画の概略の案の設定

都市施設の位置（対象事業実施想定区域）については、岡崎西尾地域広域化ブロック会議において候補地選定が行われ、公表されていること、規模についても既に検討が行われていることから、位置及び規模に関する複数案の設定は行わず、施設の配置についてA案（煙突西側配置）とB案（煙突東側配置）の2案及び煙突の高さについて①案（80m）と②案（59m）の2案の合計4案を設定しました。

【設定した複数案】



西尾市都市計画マスタープランにおける当該施設の位置付け

「西尾市都市計画マスタープラン」（平成30年5月一部改定 目標年次令和6年度）においては、ごみ処理場の整備の方針に関して、「西尾市クリーンセンターと岡崎市八帖クリーンセンター1号炉を統合した広域新焼却施設の供用を目指し、2市1町（西尾市、岡崎市、幸田町）で検討・協議します。」としており、当該施設は、西尾市都市計画マスタープランの位置付けに基づいた施設です。

都市施設・ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）の評価分野、評価項目及び評価の方法

評価分野	評価項目	評価の方法
都市計画の一体性・総合性の確保	農林漁業との健全な調和	対象事業実施想定区域及び周辺は市街化調整区域であり、現況及び将来の土地利用方針との整合性から農林漁業との健全な調和が図られているか評価します。
	健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	対象事業実施想定区域での土地利用が、周辺の居住環境や都市活動に影響を与えることがないかを現況及び将来の土地利用方針との整合性、近接する居住地区・公益施設や周辺交通への影響について評価します。
	土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮	対象事業実施想定区域及び周辺の用途地域、都市計画道路等の都市施設の計画について、当該施設立地における整合性が図れており、当該施設の効果を十分に発揮することができるか評価します。
自然的環境の整備又は保全	環境の自然的構成要素の良好な保持 (大気質)	複数案における環境影響の程度を比較整理し、重大な環境影響の程度を整理・検討します。
	人と自然との豊かな触れ合いの確保 (景観)	
円滑な都市活動の確保	周辺交通への影響	周辺アクセス道路の整備状況などを評価します。
良好な都市環境の保持	敷地内緑地の確保	対象事業実施想定区域内の2つの施設配置案について、敷地内緑地の配置の違いを比較評価します。
適切な規模及び必要な位置への配置	事業コストの適正	対象事業実施想定区域内の2つの施設配置案及び2つの施設構造案（煙突の高さ）について、事業コストの違いを比較評価します。
	事業期間長期化リスク	対象事業実施想定区域内の2つの施設配置案について、既存施設の撤去による事業期間長期化リスクを比較評価します。

評価の結果

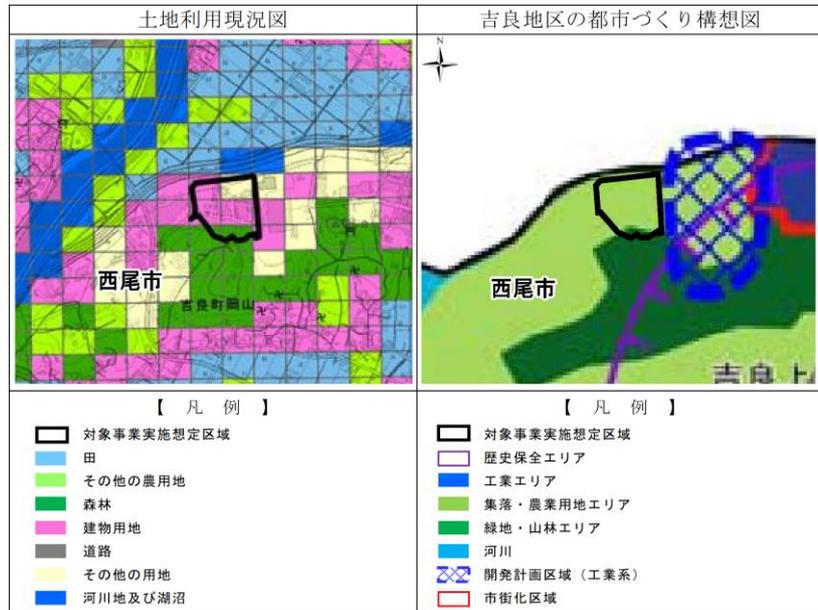
■都市計画の一体性・総合性の確保

農林漁業との健全な調和

対象事業実施想定区域は、既存のごみ処理施設が存在しており、対象事業実施想定区域の周辺は、北側は主に河川、南側は主に森林、東及び西側は主に建物用地となっています。

また、西尾市都市計画マスタープランの地域別構想図において、対象事業実施想定区域は主に集落・農業用地エリアとされており、対象事業実施想定区域の周辺は、集落・農業用地エリア、緑地・山林エリア及び開発計画区域(工業系)とされています。

対象事業実施想定区域は、既存のごみ処理施設が存在しており、現況で農林漁業との調和が図られています。新たな施設の建設に当たっても、周辺の農地への影響がないよう適切な配慮を講じていくことから、農業との健全な調和が図れると評価できます。



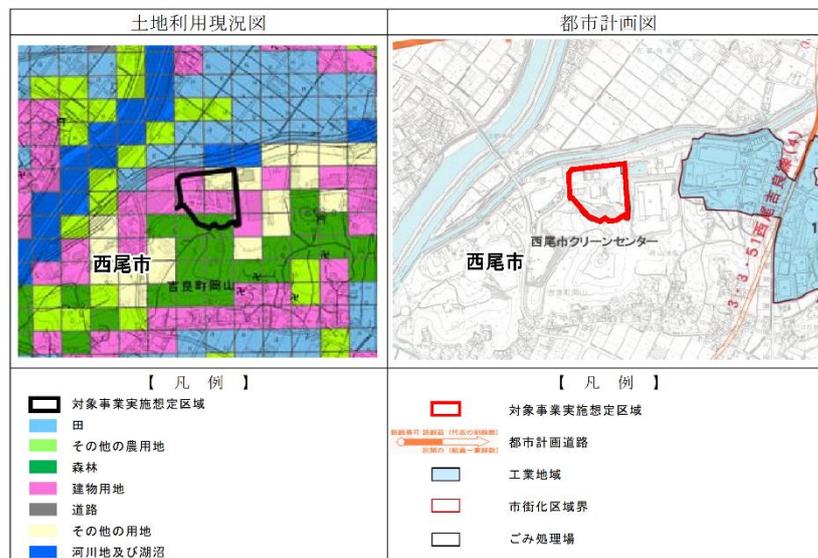
健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保

現況土地利用との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価

対象事業実施想定区域は、既存のごみ処理施設が存在しており、対象事業実施想定区域の周辺は、北側は主に河川、南側は主に森林、東及び西側は主に建物用地となっています。

また、都市計画の状況を見ると、対象事業実施想定区域及び周辺は市街化調整区域となっており、都市計画で定める良好な住環境を形成すべき地区(住居系の地区)から離れた位置にあります。なお、対象事業実施想定区域は一部範囲を除き、既にごみ処理場として都市計画決定されています。

したがって、周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと評価できます。



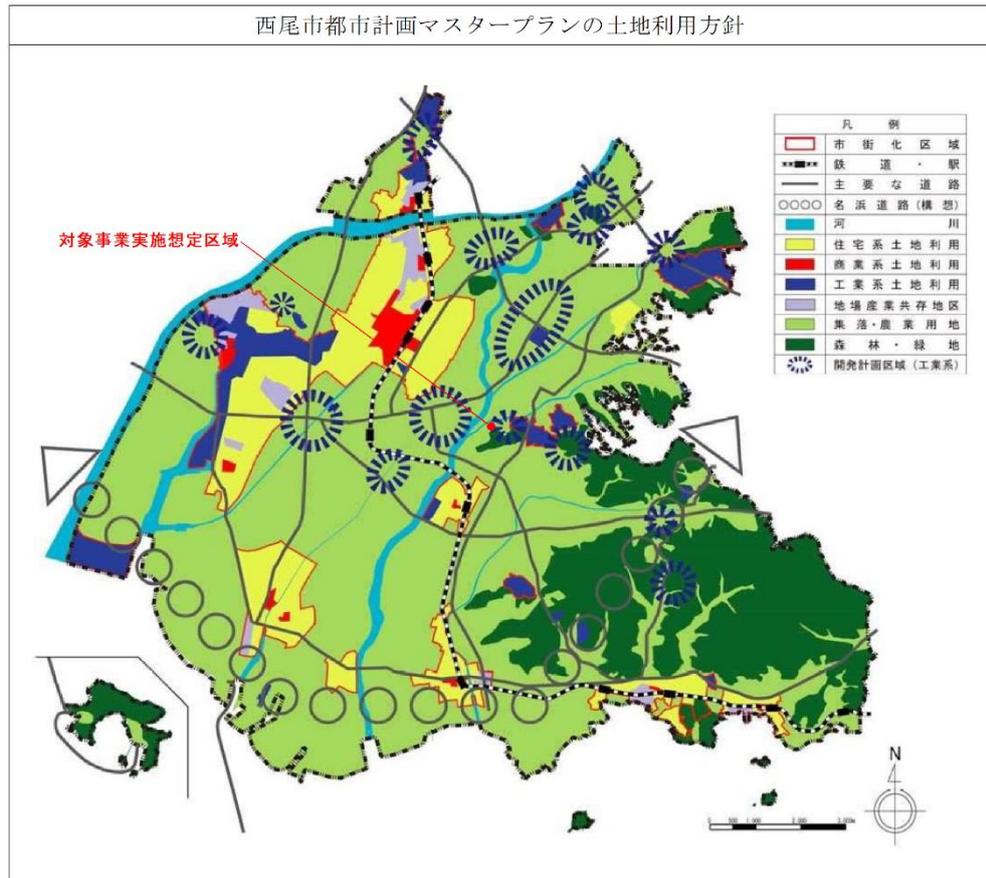
健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保

将来土地利用方針との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価

西尾市都市計画マスタープランの土地利用方針では、対象事業実施想定区域は集落・農業用地とされており、対象事業実施想定区域の周辺は、主に集落・農業用地、森林・緑地及び開発計画区域（工業系）とされています。

また、地域別構想の土地利用の方針では、「優良農地の保全と集落地における農業生産基盤・生活基盤の整備」及び「新たな工業用地の計画的な整備」が掲げられており、本事業の実施はこの方針を阻害するものではありません。

したがって、周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと評価できます。



近接する居住地区・公益施設や周辺交通への影響の比較評価

《近接する居住地区・公益施設への影響》

日常の「健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動」の観点からは、環境面等を考慮した場合、近接する住宅や公益施設（緑地公園、学校、保育園）と、ごみ処理施設は、少しでも離れた位置が良いと考えられます。対象事業実施想定区域から最寄りの公益施設としては、南東約 800m に福祉施設が存在し、その他の公益施設については 1 km 以上離れています。

したがって、近接する居住地区・公益施設への影響は少ないと評価できます。

《周辺交通への影響》

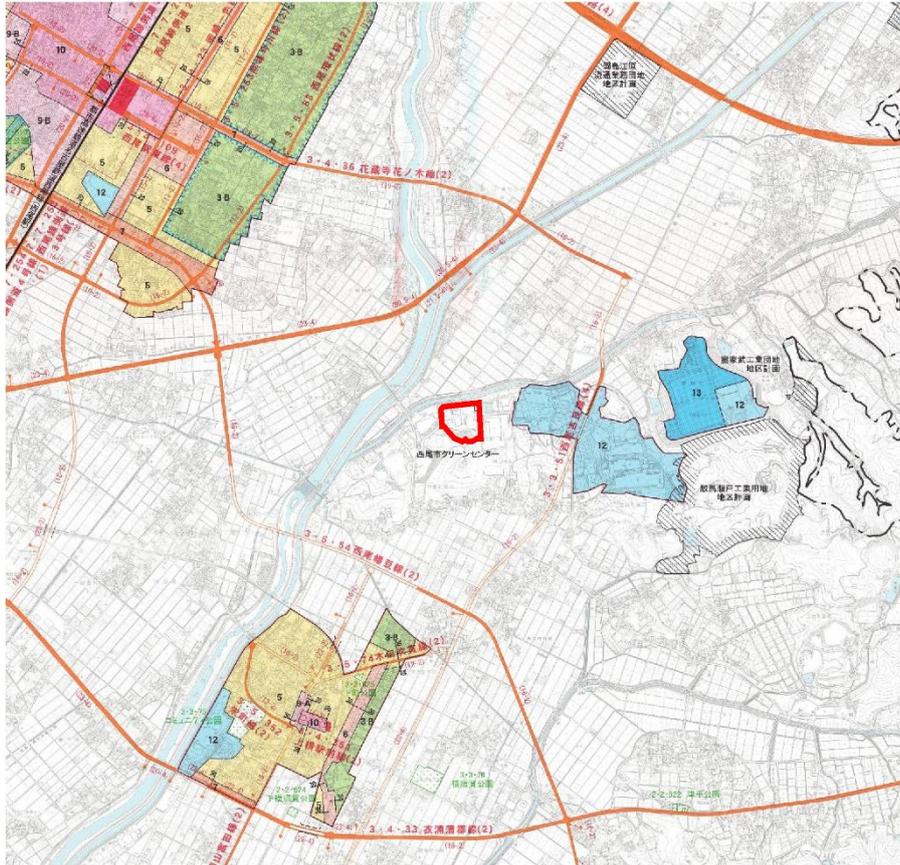
ごみ処理施設に集中する廃棄物運搬車両の交通は、対象事業実施想定区域と北側及び西側で接する市道瀬門 143 号線を利用し、敷地内の進入路、待避所で処理されます。いずれの案においても、同規模の進入路、待避所を確保することができると考えられるため、周辺交通への影響の違いはないといえます。

土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮

対象事業実施想定区域は、既存のごみ処理施設が存在しており、一部範囲を除き既にごみ処理場として都市計画決定されています。また、対象事業実施想定区域周辺には、県道宮迫今川線や主要地方道西尾吉良線などの幹線道路が整備されており、交通の利便性が高いです。

このため、土地利用規制や都市施設の計画とも整合が図れ、当該施設の効果を十分に発揮することができるかと評価できます。

都市計画図



【 凡 例 】

対象事業実施想定区域

	都市計画区域界		準住居地域
	市町村界		田園住居地域
	都市計画道路		近隣商業地域
	駅前広場		商業地域
	立体交差		準工業地域
	立体交差(鉄道)		工業地域
	市街化区域界		工業専用地域
	都市高速鉄道		高度地区(第1種)
	防火地域		高度地区(第2種)
	準防火地域		高度利用地区
	都市計画公園・緑地		地区計画
	1 第一種低層住居専用地域		区画整理(都市計画決定)
	2 第二種低層住居専用地域		区画整理(組合施行中)
	3 第一種中高層住居専用地域		臨港地区
	4 第二種中高層住居専用地域		ごみ処理場
	5 第一種住居地域		市街化調整区域形態規制除外区域
	6 第二種住居地域		

■自然的環境の整備又は保全

評価分野	評価項目			評価結果			
				A案		B案	
				①案	②案	①案	②案
自然的環境の整備又は保全	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質	窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	予測結果（寄与濃度）にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度は、いずれの対象計画案においても概ね同等の値となり、すべての項目において環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価します。			
				人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	景観資源及び主要な眺望点の改変の状況	いずれの対象計画案においても景観資源及び主要な眺望点の直接改変はないことから、計画施設が存在が重大な環境影響を及ぼすことはないものと評価します。
	施設存在による眺望景観への影響	施設の詳細な計画にあたっては、出来る限り影響を低減するように計画諸元を検討することから、いずれの対象計画案についても、眺望景観に重大な影響が生じることはないものと評価します。					
				計画施設を望む仰角	5.7～ 9.5度	4.2～ 7.0度	6.7～ 8.3度
				いずれの対象計画案についても、圧迫感を受ける目安である10度を下回ると予測します。			

■円滑な都市活動の確保

評価分野「都市計画の一体性・総合性の確保」を参照してください。

■良好な都市環境の保持

敷地内緑地の確保
<p>現段階における当該対象事業実施想定区域内の配置イメージにおいては、敷地内緑地の配置検討は行われていないため、今後、可能な限り緑地を配置できるように検討します。</p> <p>このため、各配置案ともに、施設配置の違いによる緑地の配置への影響は少なく、違いはないといえます。</p>

■適切な規模及び必要な位置への配置

事業コストの適正
<p>施設配置については、いずれの対象計画案も、ごみ処理施設を整備する計画であり、施設建設費用は基本的には変わりません。施設構造（煙突の高さ）については、煙突高さの低い方が事業コストは小さいと考えられます。</p>

事業期間長期化リスク
<p>いずれの対象計画案も、対象事業実施想定区域内の計画施設の建設予定場所の現況は主に駐車場等となっており、既存施設撤去による事業期間長期化リスクはありません。</p>

総合評価

【総合評価】

評価分野	評価項目		評価結果			
			A案		B案	
			①案	②案	①案	②案
都市計画の一体性・総合性の確保	農林漁業との健全な調和		○ 農業との健全な調和が図れます。			
	健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	現況土地利用との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価	○ 周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと考えられます。			
		将来土地利用方針との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価	○ 周辺の居住環境や都市生活への影響は少ないと考えられます。			
		近接する居住地区・公益施設への影響	○ 近接する居住地区・公益施設への影響は少ないと考えられます。			
		周辺交通への影響	○ 廃棄物運搬車両の交通は、敷地内の進入路、待避所で処理できることから周辺交通への影響は少ないと考えます。			
土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮		○ 当該施設の効果を十分に発揮できます。				
自然的環境の整備又は保全	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質	窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	○ 環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じません。		
	人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	景観資源及び主要な眺望点の改変の状況	○ 直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはありません。		
施設の存在による眺望景観への影響			○ いずれの対象計画案についても、計画施設（煙突）を望む仰角は10度以下であることから、重大な環境影響を及ぼすことはありません。			
円滑な都市活動の確保		「都市計画の一体性・総合性の確保」を参照してください。				
良好な都市環境の保持	敷地内緑地の確保		○ 可能な限り緑地が配置できるように検討します。			
適切な規模及び必要な位置への配置	事業コストの適正		○	◎	○	◎
	事業期間長期化リスク		○ 事業期間長期化リスクはないと考えられます。			
総合評価			○	◎	○	◎

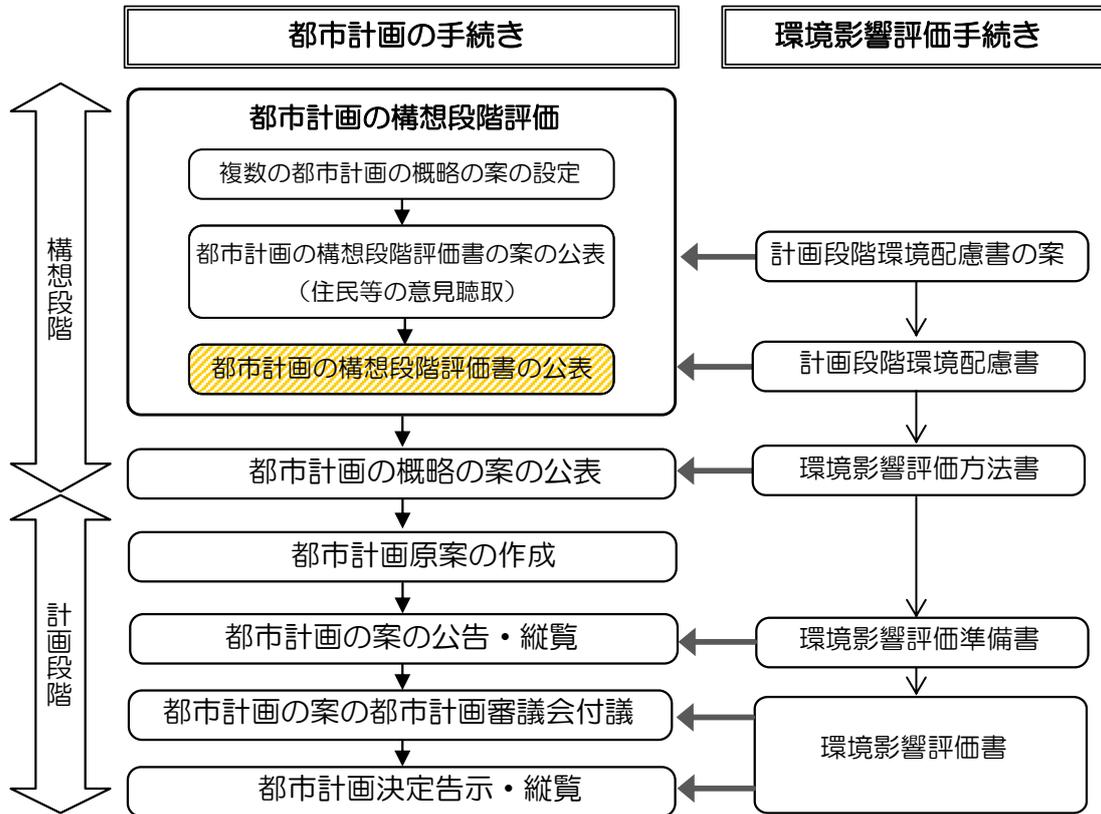
注) 各案の相対的な評価において、「優れている」を「◎」、「優れている案に比べて劣っている」を「○」としました。また、各案が「同等」の場合は「○」としました。

【参 考】

◆ 都市計画の手続き

都市計画の構想段階手続き、計画段階手続きの流れは、下図に示すとおりであり、今回の「都市計画の構想段階評価書」の公表は、色網掛けで囲んだ段階のものです。

今後は、都市計画の概略の案の公表以降の手続きを進めてまいります。



◆ 都市計画の構想段階評価書の縦覧

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間	備 考
西尾市環境部環境業務課 (西尾市クリーンセンター) 西尾市都市整備部都市計画課 西尾市役所一色支所 西尾市役所吉良支所 西尾市役所幡豆支所 幸田町環境経済部環境課	令和4年5月11日(水)から 令和4年6月9日(木)まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	土曜日、日曜日は 除きます。

注) 西尾市のウェブページからもご覧になれます。

(<https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/gomi/1001396/1007002/1007054.html>)

お問い合わせ先	西尾市環境部環境業務課(西尾市クリーンセンター) 〒444-0531 愛知県西尾市良町岡山大岩山 65 TEL : 0563-34-8112 FAX : 0563-34-8115
---------	--